

論 文

郵便事業分割民営化の経済学

— 小泉・竹中経済学の意味 —

大 矢 野 栄 次

目 次

1. はじめに
2. 民営化の議論について
3. 分割民営化の経済分析
4. 分割不可能なフラクタル構造の郵便事業
5. むすびにかえて

経済学者は「効率性基準」と「公正基準」を金科玉条とする。

それは、単に、ある経済行為によって「得るもの」と「失うもの」との間の損得勘定だけのものである。

しかし、経済政策を実行する者には「正義」¹⁾がなくてはならない。

なぜならば、その政策によって「得てはいけないもの」と「失っては
いけないもの」とはなにか、ということを判断するために必要不可欠な
ものだからである²⁾。

1) 経済学において最低限度に実現すべき「正義」とは、「ロールズの定理」によって説明されるものである。

2) 大平内閣の経済政策についての首相顧問でもあった故内田忠夫東京大学教授は、大学院の講義の際に次のような話をされた。「戦後、私たちがヨーロッパとアメリカから輸入した経済学はやがておかしくなる。将来、経済学者が提案する諸政策は誤ることになるだろう。そのとき、その政策に異を唱える学者が必要である。あなた方のうちの何人かはできるだけ東京から遠い大学で研究して欲しい。そして、東京が誤った政策判断をするときに批判する勢力であってほしい」と。

1. はじめに

1.1 改革という言葉に踊らされている国民

日本世論調査会は11日と12日の両日にわたって面接による全国世論調査を行った結果を発表した（西日本新聞の平成16年9月19日（金曜日）の朝刊による）。その結果は、以下のようなものである。

「郵政の現在のサービス内容に満足している」は80%であり、「政府の説明不十分」と考えているものが88%である。国民は郵政三事業改革について具体的には何も知らされていない、それにもかかわらず、「郵政民営化賛成」は19%、「どちらかといえば賛成」の35%を足すと計54%が賛成である、という不思議なアンケート結果が現れているのである。反対はわずかに35%である。説明されていないので解からないけれども「改革は良いことだ」から、とりあえず賛成という態度は、「国民による政府への丸投げ」である。しかも、賛成の理由は、「料金が安くなる」が55.1%、「サービス内容が良くなる」が52.1%である。もしも改革の結果、「料金が安く」ならないで、「サービス内容が良く」ならなかった場合には、誰がどのように責任をとるのであろうか。

本論文の目的は、郵政改革・民営化によって、郵便事業のサービスが「料金が安くなる」ことも、「サービス内容が良くなる」ことも期待できないことを説明するものである。

1.2 本論文の結論と要約

平成15年4月に郵便局は公社化された。厳密には郵政省は総務省郵政局と日本郵政公社に分割されたのである。また、2007年に向けて郵政公社の分割民営化が提案されている。

本論文では、郵政三事業の民営化議論の中の郵便事業の「分割民営化案」について、その経済的意義を検討するものである。

本論文の結論は、次のようなものである。郵便事業が規模に関して収穫逓増・費用逓減産業であるかぎり、①私的企業一社による民営化は、一企業による郵便事業の独占的供給となり、独占価格が発生し、サービス供給量が今日の公社のサービス供給量と比較して絶対的に減少することが説明される。また、やがては価格差別が発生し、サービスを楽しむという意味で残された顧客にとっては改善されたサービスの質相当の価格の上昇となる。また、劣化したサービスを楽しむしかない顧客にとっては郵政改革によって生ずる疎外感が増大する可能性が大きいことが説明される。

また、②私的企業による分割民営化の場合には、地域間あるいは企業間のサービス競争の結果として地域間・顧客間のサービスの格差とそれに対応した価格差別が発生し、地域間格差と個人間の所得格差を反映したサービス享受における格差が発生することが説明されるのである。また、同時に本来の郵便サービスの絶対量の減少を導くものであることが説明される。

次に、③一部民営化の場合には、③-①公社が郵便業務だけで独立採算制が課せられる場合には、後者のサービス価格は高く、民営のサービス価格は安いという、価格の格差が発生し、サービス供給量全体は現在の状態よりも減少することが説明される。また、③-②公社が郵便業務のユニバーサル化を強要される場合には、その赤字分を政府が補填する必要があるのである。

今日の郵政公社の事業システムを前提として、郵政三事業間においてそれぞれの費用と利益の融通が可能である状況のままで、諸事業の問題点を改善する努力のほうで、社会的費用は少なく、国民の疎外感を生じず、社会的貢献とその存在意義は大きいと考えられるのである。

2. 民営化の議論について

2.1 郵便事業分割民営化の意味

平成15年4月に発足した日本郵政公社の平成15年の財務状況は、表2.1のように表わされている。

《表 2.1 平成15年度の日本郵政公社の財務状況》

(単位：億円)

	経常収益	経常費用	経常利益	当期利益
公社全体	24兆6,023	22兆534	2兆5,488	2兆3,018
郵便業務	1兆9,722	1兆9,267	455	263
郵便貯金業務	5兆8,714	3兆6,006	2兆2,707	2兆2,755
簡易生命保険業務	16兆8,577	16兆6,252	2,325	—

(出所：『日本郵政公社2004』—日本郵政公社のディスクロージャー冊子，p.14)

公社全体の経常利益は2兆5,488兆円であり、それぞれの業務の利益は、郵便業務の455億円、郵便貯金業務の2兆2,707億円、簡易生命保険業務の2,325億円である。

郵便業務の経常利益が平成14年の113億円の赤字³⁾から455億円の黒字になったのは公社化によって単独事業の黒字経営化が前提とされたために実施された給与改定等による費用削減努力の結果である⁴⁾。

3) 国から公社への移行の際に、会計処理の方法が従来の国の法令に基づく会計処理から企業会計原則に変更されたために、平成14年と平成15年との数値については単純には比較できない。

4) 費用については、「給与改定(対前年度比2.58%減の俸給改定)や賞与の支給月数の引き下げ(0.25%減)により人件費を削減するとともに調達コストの削減等につとめた結果」(日本郵政公社2004—日本郵政公社のディスクロージャー冊子，p.14)である。

平成16年7月27日に発表された「郵政民営化の意義について—今なぜ郵政民営化か—」の書き出しによると、「郵政民営化は財政、行政のみならず、金融、物流等の関連産業にまで及ぶ壮大・深遠な改革であり国民生活にも大きなメリットをもたらすものである。したがって、国民生活の立場から見た郵政民営化の意義について十分に説明し、国民の理解を得ながら改革をすすめることが重要である」と説明している。

また、郵政事業の歴史的「評価は高く」、「世界に誇れるものである」とまでしながら、しかし、「環境の変化に対応する」ために改革が必要であるとしている。その具体的内容は皆無でありながら、改革することだけを決定しようとしているのである。国の政策を論ずる委員会とは思えないほどの無策のレジュメである。

2.2 竹中氏の民営化案

平成16年9月10日、内閣において図2.1のような「郵政民営化」案が了承された。日本郵政公社は、①窓口ネットワーク会社と②郵便事業会社、③郵便貯金会社(後に、民有民営化する)、④郵便保険会社(後に、民有民営化する)の四つの会社に分割し、政府が、当初、100%株を保有し、発行済み株式の $\frac{1}{3}$ 超保有の範囲で売却可能であるという説明である。

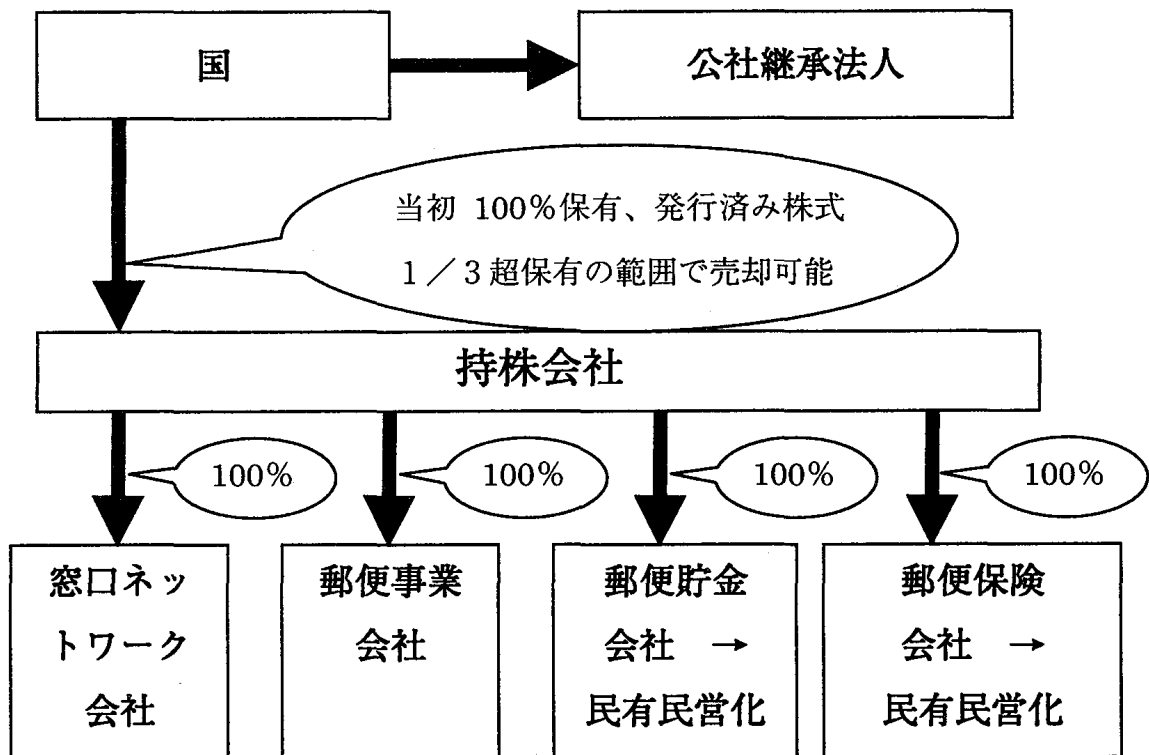
本節においては、「郵政改革案；2007年4月時点」と9月10日に発表された「具体的な民営化類型の例示」を参考にして、郵政民営化案の経済的意味について検討する⁵⁾。

5) 郵貯を巡る諸議論については、別の機会に譲る。すなわち、「公正競争の確保」についての「事業別または地域別による事業体分割の当否などについて、具体的に検討する必要がある」や「強力な金融事業者の登場となり、民間金融機関を刺激し競争を促進する一方、市場寡占に至るおそれもあることから、公正競争条件の確保がより強く要請される」という議論についてである。

A. コーポレート・ガバナンス

上記のような改革に沿って、郵政事業を株式会社化することにより、当初国が保有した株式は全て売却される。これによって、コーポレート・ガバナンスのあり方は、「ガバナンスの主体が国から民間株主に移行することにより、企業価値を高めるための監視がより有効に働くと期待される」（9月10日に発表された「具体的な民営化類型の例示」より）と説明されている。ここで、企業価値とは企業の将来期間についての収益の合計額の現在価値であるため株式価格で測った価値であるということが出来る⁶⁾。すなわちこの改革は株主にとっての「企業価値を高める」ためであり、いままでのような郵政事業とそのシステムを社会資本として、国民にとっての価値を維持することを止めるということの意味しているのである。

図 2.1 改革案；2007年4月時点



6) 同例示には「4)の企業価値の増大」において、「利潤最大化を組織能動原理とすることにより、企業価値の増大を目指す」と説明されている。

また、同例示が説明する「経営の自立性に関して、政治や行政の潜在的な関与の可能性は小さい」ということは、私企業が自社の利益追求のために私的財を供給する場合には評価される提案である。しかし、郵便事業のように、公共財としての性格が強い産業においては国の関与があることは必要であるはずである。

B. ユニバーサル・サービスとネットワークの維持

ユニバーサル・サービスとネットワークの維持については、「郵政三事業は、いずれも完全に民間に任される事業である」と位置づけられている。「ユニバーサル・サービスの提供やネットワークの構築については、経営上の判断に委ねられる。それゆえ、ユニバーサル・サービスを確保しようとする場合には、別途政策的な対応が必要となる可能性がある」と説明されている。私企業の「経営上の判断に委ねられる」とは、利潤極大化行動が当然であり、サービス量の減少と価格の低下は当然の帰結である。すなわち、ユニバーサル・サービスとネットワークの維持のために「別途政策的な対応が必要となる」のは当然であり、それは税支出を伴うものである。したがって、このような改革は黒字経営となった郵便事業を私企業に売り渡し、サービスの質の低下と量の減少分を政府が税金から補填するという本末転倒の政策であることは明確である。

C. 事業基盤と成立性

郵便、貯金、保険事業ともに「現行の事業基盤を継続するため、事業としての成立性に問題はない。積極的な経営戦略の展開で、三事業一体の相乗効果を得ることにより、事業基盤の強化が可能となる」と期待を政府は説明している。サービスの質と量を維持しながら「三事業一体の相乗効果を得る」ためには、新しい経営者のもとで新しいシステムを構築しながら志向するよりは、現行の制度を生かしながらその監督を厳しくするほうが、国民にとっても、システムの効率的運営にとっても優位にあることは明確である。

《民営化の目的》

この民営化案に即した改革が実行される仮定において、いくつかの未解決の課題がある。①黒字の公社を売る目的が説明されていないことである。郵政事業のように公共財を供給する企業について、単純に「市場原理の優位性」を強調することはナンセンス以外の何者でもない。他に隠された意図がなければ説明できないのである。すなわち、②民営化によって売られる公社はそもそも誰の資産であるのか。国民が120年にわたって蓄積してきた資産である。その国民の資産を何の根拠で一大臣が一部の民間人か一部の企業に売る決意をすることができるのか。そして、その資産を購入することができる人はどのようにして選ばれるのであろうか。たまたまその時点で相当額の借入れを起こすことができる人が国民の資産を譲渡されることができるのであろうか。

郵政三事業によって築き上げられた資産の保有者は国民である。国民がその運営を国に委託しているのが郵便事業である。国民の理解と承諾を得ずして議院内閣制の建前で、国民の財産である資産とサービスシステムを払い下げることが、政治的手続き上は可能であっても、憲法改正と同様に、国民にその真意を問うべきであろう。

まして、グローバル経済の下で郵便事業民営化による資産とシステムを政府から購入し、民営企業として運営する能力を持った個人と企業として可能性のあるものとは、そのほとんどが海外の個人と企業であることは知識人と研究者間では常識である。しかし、一般の国民にとっては、知らされないままである。このことを問題なしとする政治的意識とセンスの意義が問われるべきではないだろうか⁷⁾。

7) ここでの議論は、「郵政民営化政策」を海外からの政治的圧力に負けた政策であるとする一部の批判者たちの意見に同調するものではない。今日の郵政分割民営化の政策が、結果として、彼らの主張が正しいと感ぜられるような結論が導かれる可能性を議論すべきであるという指摘である。

D. 具体的な組織のあり方

①郵便局ネットワーク

同例示では、「現在の全国一体の郵便局ネットワークが基本的に維持されるところは限らない」という説明がある。すなわち、「ネットワークの経済性を発揮するという経営上の観点から、再編が図られる可能性がある」。この説明は民営化によって、郵便事業のサービスの質の低下と量の減少を、当局が、予測していることを暗示するものである。「ただし、看板価値（フランチャイズバリュー）を高める観点から、安易なネットワークの縮小は行われぬ可能性もある」と説明している。

すなわち、「現在の全国一体の郵便局ネットワーク」は、私企業の経済性の観点（利潤極大条件）から維持が困難になるという予測を前提とした説明である。

公共財の供給として低コスト・低価格で運営されている平成15年までの郵政事業における公共財としての供給条件は、図2.2の点 R_3 ⁸⁾で説明される⁹⁾。

8) 図2.2は、一般的な経済学の教科書に載っている「公共財の最適供給」と独占企業の供給についての図である。この図は郵政事業（ここでは郵便事業の議論に限っている）が収穫逓増・費用逓減産業であることを前提としている。

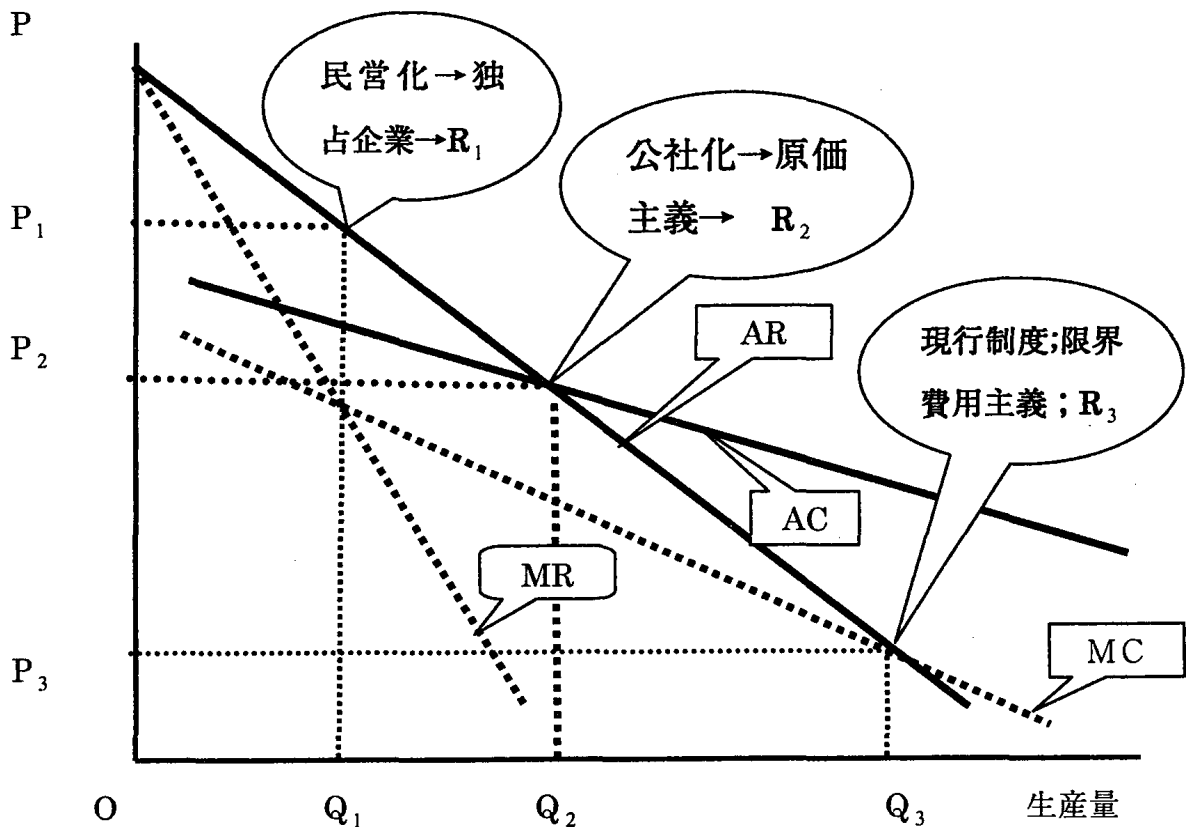
図2.2において、横軸に産出量、縦軸に価格と費用をとる。ARがこの企業の個別需要曲線であり、MRはそれに対応する限界収入曲線、ACは平均費用曲線、MCは限界費用曲線である。規模に関して収穫逓増産業であることを前提に議論しているため限界費用曲線は平均費用曲線よりも低い状態で右下がりであるように描かれている。

9) 「限界費用主義」とは、完全競争市場と同様に「価格と限界費用とが一致するべき」という考え方に基づいている。この市場価格で販売できるだけの量を生産するべきであるという考え方である。図2.2では価格は P_3 で、生産量は Q_3 で決定されるべきであるということになる。しかし、この産出量の場合には平均費用は限界費用よりも大きいため限界費用主義では利潤はマイナスになり、企業の存立を維持するためには別途の財源の調達か政府からの補助金による欠損の補填が必要となるのである。これは経済全体にとっては資源配分の非効率性を導くものである。欠損の容認と補助金による補填を前提とした企業運営は、市場経済制度の根底である「受益者負担」の原則に反するだけでなく、企業の投資政策を放漫にし、経営能率を低下させることになるのである。これは、社会主義の崩壊の例を挙げるまでもなく当然の議論である。

しかし、これまでのように郵政三事業を一体的に経営する場合には事業間の補填が可能でありこのような問題は生じないのである。これが民営化に対する反対の根拠であるべきである。

あるいは、平成16年以降の公社化後（図 2.2 の点 R_2 で説明される¹⁰⁾）の郵政事業を民営化する政策によって、郵政事業を一部の資本家の手に切り売りし、その利益を与えて、国民の負担を増すことになる政策（図 2.2 の点 R_1 で説明される¹¹⁾）であることが説明されるのである。

図 2.2 公共財の供給



10) 「原価主義」の場合には、企業の自立採算を建前としているため「適正な原価に適正な利潤を加えて算定」したフル・コスト水準に価格を定めるとともに、この価格において需給を一致させようとするものである。この場合、図 2.2 において価格は P_2 で、生産量は Q_2 で決定されるべきであるということになる。絶え間ない技術進歩にともなって商品やサービスの質を改善し、陳腐化した設備をいっそう優れた設備によって置き換えて行くための費用は価格のうちに含まれるべきである。このような技術進歩や設備投資のための資金を内部蓄積によって賄うだけの利潤が許容されるべきであるという意味で、資本主義経済の一般的環境の中における公益企業の価格政策としては「原価主義」が適切であると考えられるのである。

11) この企業が民間企業としてその生産量や価格に関して政府の規制を受けなければ、利潤極大条件は「限界収入＝限界費用」であるため、価格は P_1 であり、生産量は Q_1 である。このような企業にとっての均衡産出量は社会にとっての最適産出量よりも少なく、価格も高い水準に決定されていると認められる限り公的規制の必要があるということになる。この議論について「郵政民営化論者」はその説明責任を果していないのである。

今回の15年度の郵便事業の単独の黒字化の成果は、給与改定等による費用削減努力という平均費用曲線を低下させる努力の賜物である。しかし、公社化の成果を郵便局員の賃金や俸給のカットによって求めるという政策は、弱い立場の労働者の生活力を落として、経済政策が成功したかのように見せる愚策以外のなにものでもない¹²⁾。

②三事業の取り扱い¹³⁾

「兼業規制による制約から、事業ごとに法人格を分ける必要が生じる。郵便ネットワーク会社が事業持株会社となり、銀行と保険については子会社と位置づけたうえで、分割する形態や、また郵政事業持株会社のもとに郵便ネットワーク会社、そして分割された銀行、保健会社を配置するという形態も考えられる」

③郵便事業

「郵便ネットワークを保有する単一の事業体とする」ためには、市場の部分的な民間への委譲は、効率性を阻害し、ユニバーサル・サービスを維持するためには不都合なはずである。

「他の民間事業体も同一条件で参入することができる」ならば、次の3節で説明するような問題が発生するのである。すなわち、地域間と個人間における価格差別の発生とサービス量の絶対的減少である。

「郵便事業以外の事業への展開に制限を課せられることはない」ならば、地域

12) 普段「クール・ヘッドとウォームハート」(cool head, but warm heart)を座右の銘としているという噂の政策者としては、あまりにも「cool heart, but warm head」の愚策ではないだろうか。

13) ④貯金事業については、別の機会に譲る。すなわち、「政府保証は廃止し、預金保険制度に加入する」。「当面、対顧客対応は郵便ネットワーク会社から施設の一部を借り受けた形での実施および郵便ネットワーク会社への委託により行うが、独自の店舗網の構築、他の金融機関への委託も妨げられない」。「預入限度額、商品設計、資金運用などに他の民間金融機関と異なる制限を課せられることはない」。「銀行法上の銀行としての資格を取得せねばならない」等の問題である。

間と個人間における価格差別の発生とサービス量の絶対的減少問題は更に大きくなるのが指摘できるのである。

「輸送、保管、配達など、ネットワークにかかわるあらゆる業務の受託が可能となる」ということは上で説明したサービス量を維持するために他の事業を同時にやる必要があるという指摘であり、それならば、いままでの郵政三事業が一体となった経営を否定する根拠は無いのではないだろうか。

3. 分割民営化の経済分析

3.1 一社で民営化の場合

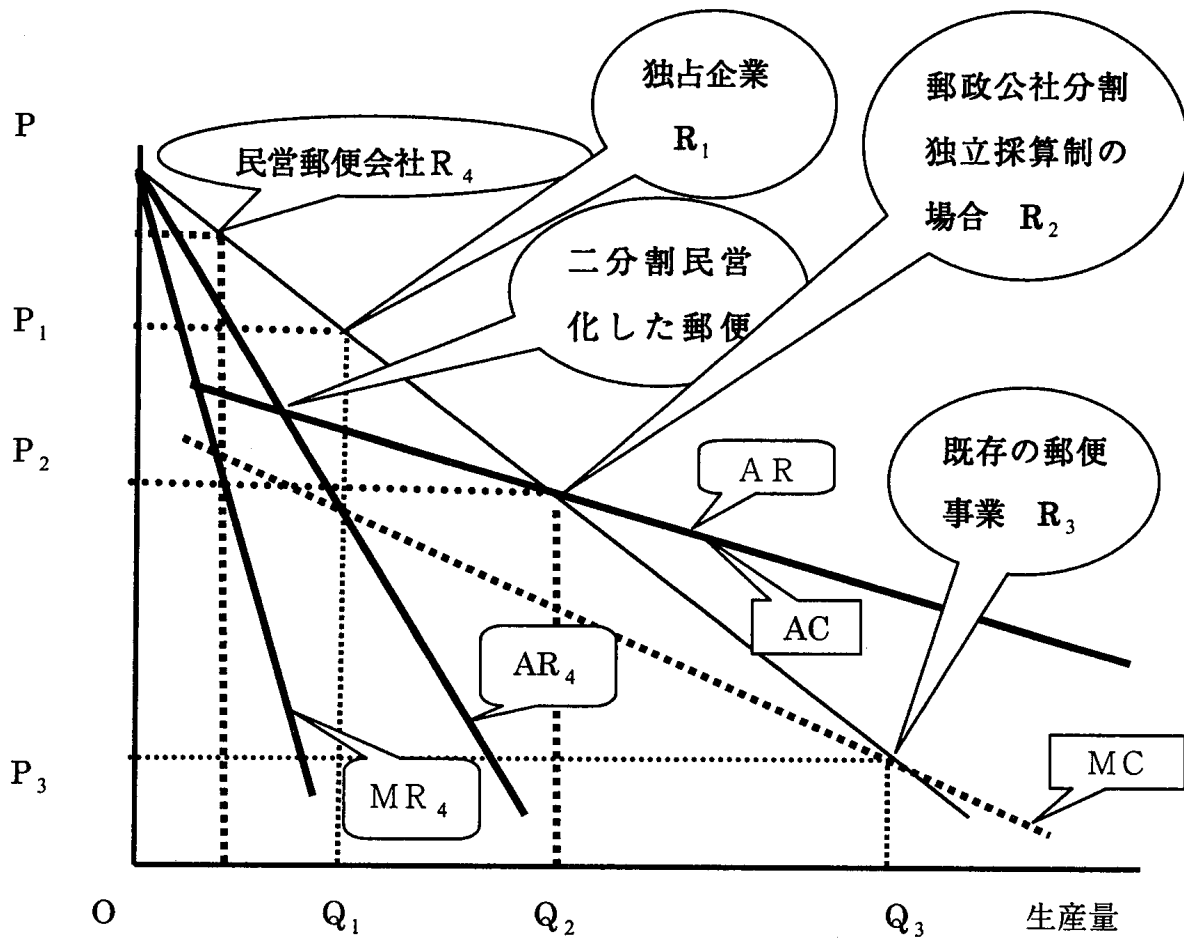
郵便事業を一社だけとして民営化した場合には、民営化以前の郵便事業のサービスの価格と量が「限界原理」によって、図3.1の点 R_3 であらわされるのに対して、民営化以後のサービスの価格と量は、独占的供給の状態として点 R_1 で表される。すなわち、民営化によって価格は上昇し、サービス量が減少することが説明されるのである。

3.2 二社で二分割民営化の場合

郵便事業を二社に等分割民営化する場合には、民営化以前の郵便事業のサービスの価格と量が「限界原理」によって、図3.1の点 R_3 であらわされるのに対して、民営化以後のサービスの価格と量は、独占的供給の状態として点 R_4 で表される企業が二つ存在することになる¹⁴⁾。すなわち、民営化によって価格は R_3 の状態よりは上昇し、サービス量が減少することが説明されるのである。この状態は先の一社独占の場合の R_1 の状態よりは、価格上昇は少ないということを説明

14) ここで、新しい需要曲線（平均収入曲線）は、二分化以前の需要曲線についての限界収入曲線と同じであるように描がかれている。

図 3.1 分割民営化の意味



している。

上の両ケースは、本来の郵便サービスの絶対量の減少を導くものであることが説明されるのである。また、私的企業による分割民営化の場合には、地域間あるいは企業間のサービス競争の結果として地域間・顧客間のサービスの格差とそれに対応した価格差別が発生する可能性が否定できない。地域間格差と個人間の所得格差を反映したサービス享受における価格格差が発生する可能性が危惧されるのである。

3.3 地域間アンバランスの民営化の場合

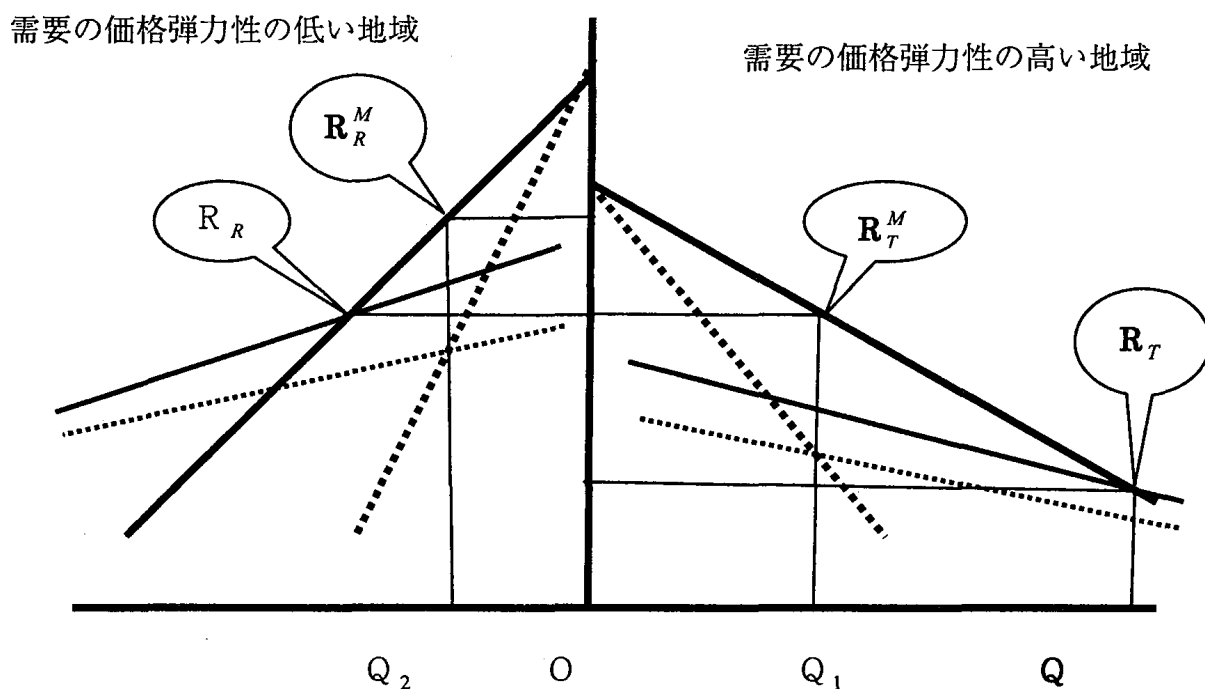
地域の市場規模の量的な分割はほぼ同じであるが、市場における需要の価格弾

力性が異なる場合について考える。このときそれぞれの民営化された企業の費用条件は同じであるとする。このような状態は、図 3.2 を利用して説明される¹⁵⁾。

この場合、東京都市圏や大阪などの近畿圏のように、一極集中の進んだ地域は需要の価格弾力性が高い地域として説明され、価格は相対的に安く設定され、サービスの質も量も維持されるようになることが説明される（点 R_T^M ）。また、九州や北海道・四国、中国地域のような、過疎地域を多く抱える地域は、需要の価格弾力性が低い地域として説明され、価格は相対的に高く設定され、サービスの質も量も維持されないことが説明される（点 R_R^M ）のである。

また、一部民営化の場合には、たとえば利益があると期待される地域だけは民営化を行い（点 R_T^M ）、その他の地域は、③-①公社が郵便業務だけで独立採算制が課せられる場合には、後者のサービス価格は高く、民営のサービス価格は安いという、価格の格差が発生することになる。この場合は、サービス供給量全体は

図 3.2 分割民営化の経済効果



15) ここで添え字の M は独占的 (monopoly), T は東京 (Tokyo), R は田舎 (rural) の意味で使用している。

現在の状態よりも減少することが説明される（点 R_R ）¹⁶⁾。

そして、③-②公社が郵便業務のユニバーサル化を共用される場合には、その赤字分を政府が補填する必要が発生するのである。あるいは、政府の指導方針は、地域の特殊性と種々の条件を無視して、関連する異業種を開発する努力を通じて需要曲線を右上にシフトさせる努力を強要するか、現場の労働者の賃金や俸給の削減によって、郵便事業についての平均費用と限界費用を低下させることを強要するのであろう。この場合「現場の努力」という名目的建前だけが先行する、現場の犠牲が発生し、評価されない仕事に対する嫌気が増し、やがて仕事に対する忠誠心がなくなるために生産制は悪化することになるのである。

3.4 収穫逓増地域と収穫逓減地域とに分割した場合

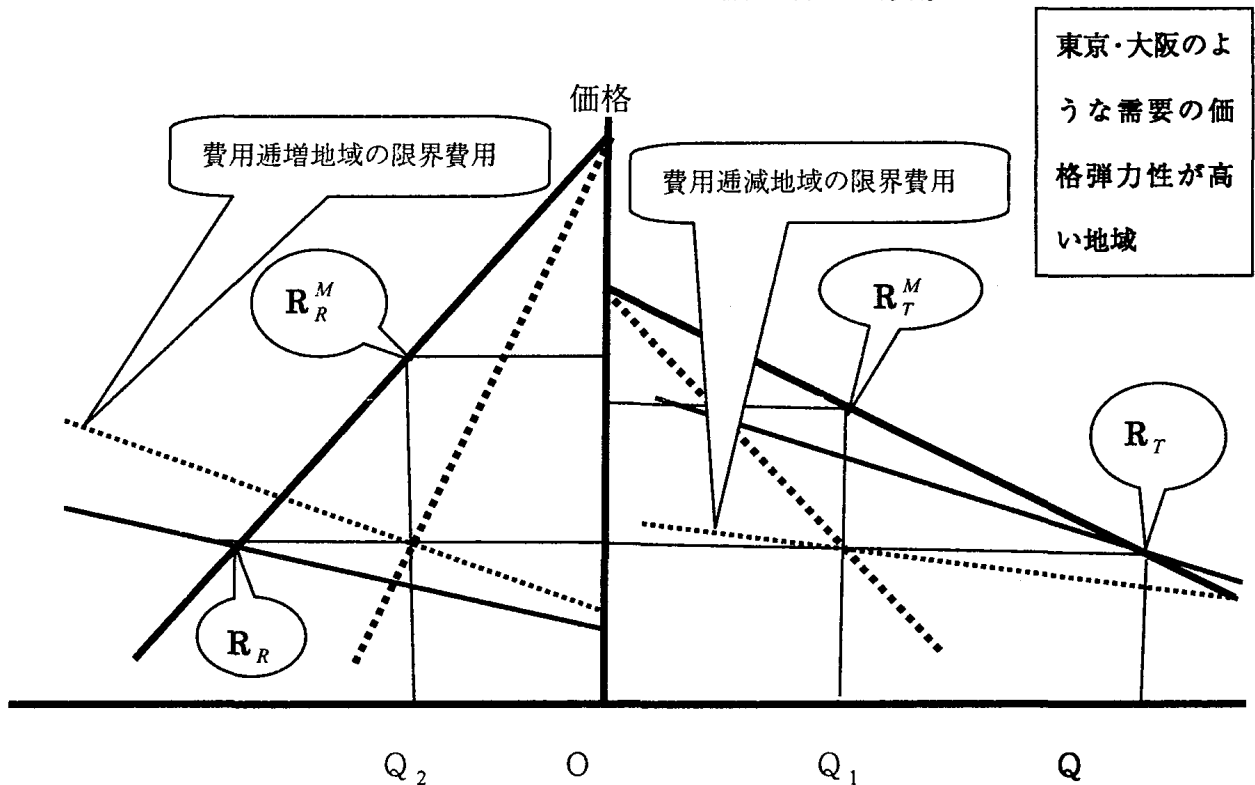
先に説明した東京都市圏や大阪などの近畿圏のように、一極集中の進んだ地域は一般的に費用逓減地域であると考えられ、九州や北海道・四国、中国地域のよな過疎化が進んだ地域は費用逓増型の地域であると考えられる。このように地域の地区清華異なった二つの地域の二分割の場合について考える。

分割民営化後の郵便事業は、費用逓減地域を得た会社の郵便事業は、需要の価格弾力性も高いことから、低料金のサービスが実現可能（ R_T^M ）である。これに対して、費用逓増地域を得た会社の郵便事業は、需要の価格弾力性が低いことを反映して、高コスト・高料金の相対的に他の地位はとは劣ったサービス（ R_R^M ）しか実現できなくなる可能性があるのである。

以上の分析は、民営化後の郵便事業会社は、独占的競争企業として行動するこ

16) 現在行われている郵便事業の一部民営化がこの状態である。郵政公社の郵便事業は点 R_R で表され、民間輸送業者のサービス状態は点 R_T^M で表されるのである。一見民間が効率的で郵政公社が非効率的に見えるが、これは有利な地域だけを市場としているか、他の業家と抱き合わせによって平均費用と限界費用を削減しているように見せているからである。

図 3.3 収穫逕増地域と逕減地域への分割



とを前提として分析している。しかし、もし、政府の指導の下で、民営化後の郵便事業会社は受益者負担の原則のもとで、「原価主義」で行動することを指導されると想定するならば、それぞれの地域において点 R_T と点 R_R のようなサービスを提供することが可能となるのである。

このような「原価主義」の状態は、「独占的競争企業の状態」よりも厚生水準が高いことは当然である。しかし、この「原価主義」の状態は、現行の郵便事業のサービス提供状態よりも劣悪な状態であることは既に説明済みである。

《本節の結論》

上の分析からも理解できるように、今日の郵政公社の事業システムを前提として、郵政三事業間においてそれぞれの費用と利益の融通が可能である状況のまま、諸事業の問題点を改善する努力のほうが、社会的費用は少なく、国民の疎外感を生ぜず、社会的貢献とその存在意義は大きいと考えられるのである。

4. フラクタル構造の郵便事業¹⁷⁾

4.1 郵便局数と郵便物取扱量

「郵便では東京が全国の引き受け郵便物数の三分の一以上を占め、郵便業務収入において全国の28%を占めるなど一極集中の色彩が強い」と説明されている。表4.1は平成13年3月末の全国の都道府県別の郵便物取扱量である。東京都内の郵便物取扱量は7,004,733千通であり、全国の郵便物取扱量22,728,217千通の30.82%である。これは、東京都内の郵便局数が1,527局であり、全国の郵便局の総数24,752局の6.3%であることから、郵便局1局当たりの取扱量が全国平均の918千通（22,728,217千通/24,752局）と比較して、その5.0倍の4,587千通（7,004,733千通/1,527局）であることから、東京にある郵便局は効率的な数値を示している、一見、考えられる。

しかし、経済の東京一極集中が進む今日の日本経済において、郵便物取扱量が東京に集中することは当然であり、それによって、東京の郵便局は他の地域の郵便局よりも効率的であり、地方の郵便局は効率的ではないかのように説明するのは誤りである。しかも、このような事実によって、地方経済は東京経済に依存していると説明することは誤解であり、逆に、東京経済が地方経済により大きく依存している証拠を示しているのである¹⁸⁾。

この表4.1から、郵便局1局当たりの郵便物取扱量を縦軸にして、横軸に郵便局数を取ったのが図4.1である。この図を見ると、東京の次に大阪府、埼玉県、神奈川県、愛知県の順に1局当たりの郵便物取扱量の多い県が描かれている。し

17) 本節は、拙著「郵政民営化の問題点と郵政三事業改革」久留米大学比較文化年報第13輯 平成16年3月の再説である。

18) それは、前島密の郵便事業の成果が実現しているのもあって、郵便事業の非効率性を説明するものではないのである。

かし、面積が広く人口密度の低い北海道を例外として、この両者の関係は右上がりの関係があると考えられる。すなわち、郵便局数の多い県ほど1局当たりの郵便物取扱量が多い傾向があるということである。すなわち、大都市ほど郵便局数が多く、郵便物の取扱量が多い郵便局が多いということが説明されるのである。

表 4.1 全国都道府県別の郵便局数と郵便物取扱量

都道府県	郵便局数	郵便物取扱量 (千通)	都道府県	郵便局数	郵便物取扱量 (千通)
北海道	1551	690,096	滋賀	261	128,001
青森	363	116,902	京都	481	501,728
岩手	446	117,061	大阪	1130	2,284,741
宮城	460	358,973	兵庫	970	752,670
秋田	402	81,367	奈良	330	202,771
山形	403	103,394	和歌山	318	100,939
福島	565	174,369	鳥取	247	63,212
茨城	523	247,465	島根	379	73,055
栃木	361	188,279	岡山	533	530,182
群馬	346	193,873	広島	705	399,314
埼玉	649	1,067,252	山口	418	146,814
千葉	732	775,736	徳島	239	74,515
神奈川	771	1,225,163	香川	227	157,354
山梨	274	118,995	愛媛	400	149,731
東京	1527	7,004,733	高知	326	74,943
新潟	700	311,350	福岡	811	808,395
長野	682	283,983	佐賀	206	74,816
富山	301	124,940	長崎	449	140,181
石川	343	164,937	熊本	571	212,954
福井	248	86,243	大分	403	102,714
岐阜	455	209,923	宮崎	311	100,169
静岡	608	432,529	鹿児島	719	157,171
愛知	937	1,114,825	沖縄	201	93,314
三重	470	206,145			

以上の概観から、人・物・金がいくつかの限られた地域に集中している今日の大都市と地方との間の郵便物のとの扱い量が量的には数倍に格差が開き、郵便局1局当たりの郵便物取扱量を基準として効率的郵便局と非効率的郵便局が発生するという考え方が導かれることは誤りであることを、具体的なモデル・計算例を示して説明する。

《具体例》

いま、それぞれの地域における郵便物の取扱量を C_i とし、地域のは数は n 地域である ($i=1, 2, 3 \cdots n$) とする。いま、それぞれの地域から大都市へへの間の郵便物取扱量の割合を α_i 、それぞれの地域間の郵便物取扱量の割合を β_i とすると、それぞれの地域内の郵便物取扱量の割合は $(1 - \alpha_i - \beta_i)$ である。地域全体 (n 地域) の郵便物取扱量を合計すると、 $\sum_{i=1}^n C_i = C_L$ である。

大都市の郵便物取扱量を C_T とし、大都市から地方都市への郵便物取扱量の割合は α_T とする。大都市内の郵便物の取扱量は $1 - \alpha_T$ である。

大都市から地方への郵便物取扱量は、地方全体から大都市への郵便物取扱量の m 倍であるとする。次の式が成立する。

$$\alpha_T C_T = m \sum_{i=1}^n \alpha_i C_i$$

ここで、大都市の郵便物取扱量は地方都市の平均取扱量の何倍 (M 倍) になるかを計算すると、次のような式として求めることができる。

$$M = \frac{C_T}{C_i^m} = \frac{C_T}{\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n C_i} = \frac{m \frac{\sum_{i=1}^n C_i}{\alpha_T}}{\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n C_i} = \frac{mn \sum_{i=1}^n \alpha_i C_i}{\alpha_T \sum_{i=1}^n C_i} = mn \frac{\alpha_i^m}{\alpha_T}$$

① $m=1, n=1, \alpha_T = \alpha_i^m$ のとき、 $M=1$ である。すなわち、大都市と地方都市の郵便物取扱量が同規模であり、地域間の取り扱い率も同率である場合には、格差がないことが説明される。

② $m=1, n=10, \alpha_T=0.2, \alpha_i^m=0.1$ のとき、 $M=5$ である。すなわち、大都市から10の地域との郵便物の取扱量と地域から大都市への郵便物取扱量が同規模

であり、大都市から地方には2割、地方から大都市には1割の郵便物が送られる場合には、平均的地方都市との間には郵便物の取扱量に10倍の格差が発生することが説明される。

③ $m=2$, $n=10$, $\alpha_T=0.2$, $\alpha_i^m=0.1$ のとき, $M=10$ ある。すなわち、大都市から10の地域との郵便物の取扱量が10の地域から大都市への取扱量の2倍であり、大都市から地方への取扱量の割合が2割、地方から大都市への取扱量は1割の場合には、平均的地方都市との間には郵便物の取扱量に10倍の格差が発生することが説明される。

人・物・金が一極集中化した今日の大都市と地方都市の間の郵便物の取扱量が数倍に差が開くことは、非効率性の指標ではなく、郵便事業の全国展開による成果であって、評価されるべきであることは明白である。

いま、東京の郵便物取扱量が全国の2.5割とすると、 $n=10$ とき $m = \frac{0.25}{0.75/10} \div 3.33$ となり、 $\alpha_T=0.4$, $\alpha_i^m=0.2$ のとき, $M \div 16.7$ である。

4.2 フラクタル構造を持った郵便事業

《全国の郵便局数と郵便物取扱量との関係》

図4-1で表わされる全国の郵便局数と郵便物取扱量との関係を指数関数として推計すると、次のような関係式として表わされる。

$$y = 51526e^{0.0029x} \quad (R^2 = 0.7185) \quad (4.3)$$

この場合は、弾力性は0.0029であり、決定係数は0.7185である。

《九州・山口地域の関係》

図4-2で表わされる九州・山口地域に限って同様の指数関数を推計すると、次のような関係式が推計される。

$$y = 41485e^{0.0028x} \quad (R^2 = 0.7309) \quad (4.4)$$

弾力性は0.0028であり、決定係数は0.7309である。

この(4.4)式の関係と(4.3)式の関係とが酷似していることがわかる。これは都道府県別の郵便局数と郵便物取扱量との関係について、日本全国と東京都の関係が九州・山口地域と福岡との関係と同様の関係にあることを示しているのである。このような関係は「フラクタル構造」になっている可能性があることを示している。ここで、「フラクタル構造」とは、「部分の中に全体が存在する」という部分と全体の一体関係として複雑系の概念である。

これらの指標に現れる指数関数の関係は、日本経済の東京への一極集や九州・山口経済の福岡一極集中のパターンを説明するものであって、決して大都市対地方都市の郵便業務についての効率性の格差を表わすものではないのである。すなわち、郵便制度としてのシステムが全国規模において十分に機能していることを表す関数関係なのである。

すなわち、郵便局はそれぞれ一つ一つが独立した単位として存在するものでなく、全国に存在する郵便局が全体として一つのシステムとして機能しているということを説明するものである。それ故に、郵便局間の競争は郵政制度をより効率的に実現するために行われるべきであるということが言えるのである。

収穫逓増のもとでのフラクタル構造を持ったシステムを分割して機能させることは効率性を阻害する要因である。すなわち、郵便事業について分割民営化を提案する政策は愚策であることが説明されるのである。

5. むすびにかえて

本論文において、郵政三事業の民営化議論の中の郵便事業の「分割民営化案」について、その経済的意義を検討した。

本論文の結論は、次の3点である。

第一に、郵便事業は収穫逓増のもとでフラクタル構造を持って機能しているシ

図 4-1 平成14年度都道府県別郵便物取り扱い量

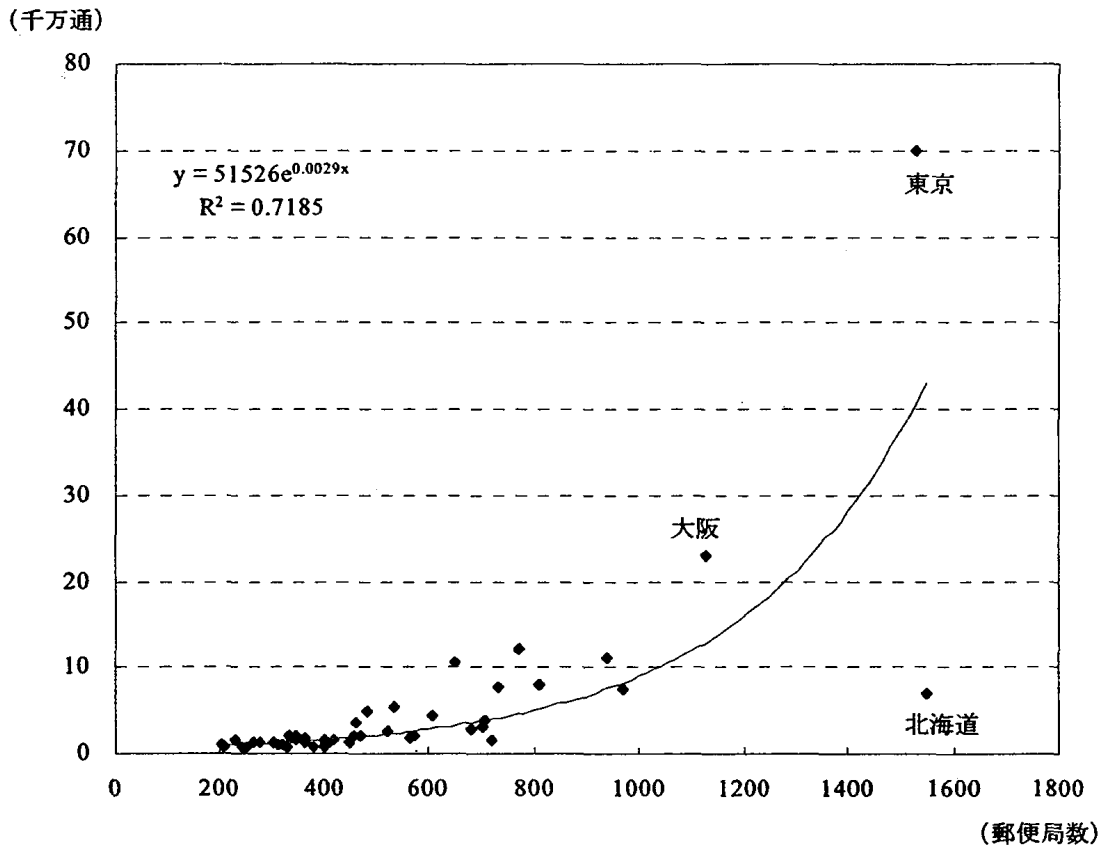
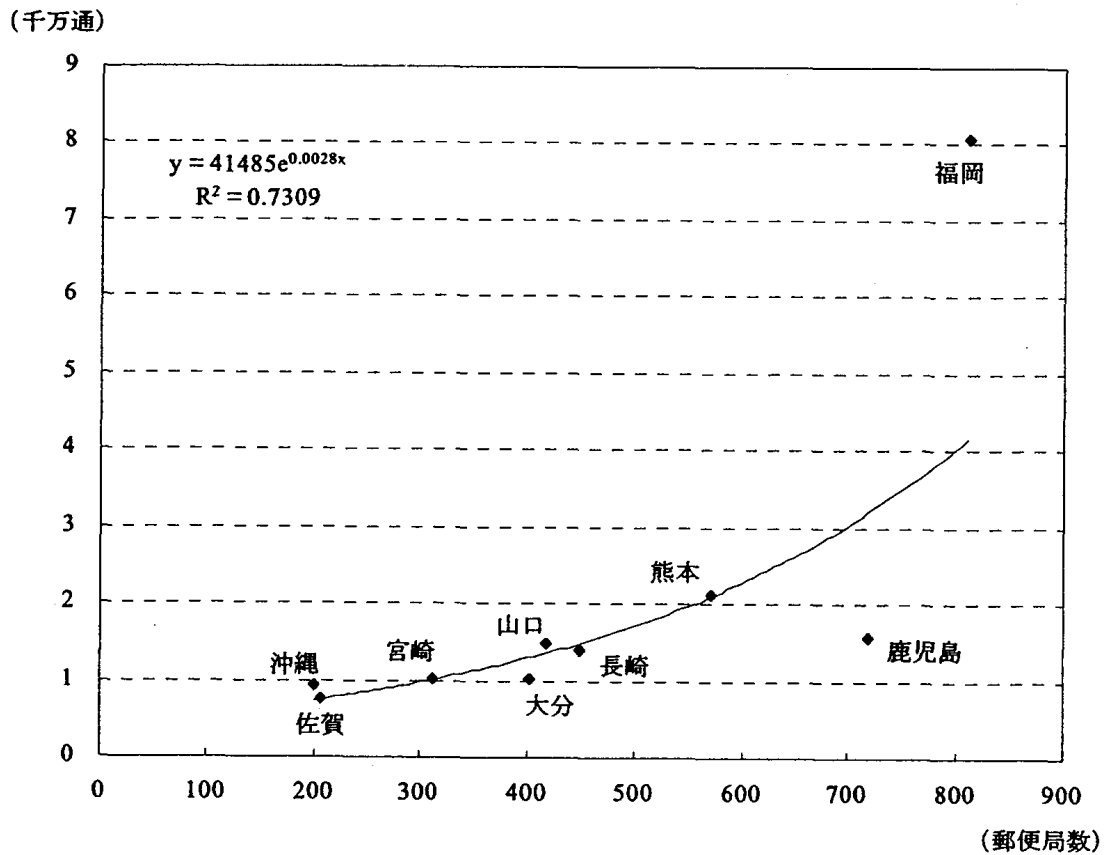


図 4-2 平成14年度都道府県別郵便物取り扱い量 (九州・沖縄・山口)



システムである。このシステムを分割して民営化させることは郵便事業の機能低下をもたらすだけであり、マクロ経済の効率性を阻害する要因でもある。

第二に、郵便事業が規模に関して収穫逓増・費用逓減産業であるかぎり、私的企業による民営化は、一企業による独占的供給の場合においても、あるいは数社による分割民営化の場合においても、独占価格が発生し、サービス供給量が今日の郵政公社が提供しているサービス供給量と比較して絶対的に減少することが説明される。

また、やがては独占企業による価格差別が発生し、顧客は市場別に分断され、一般的な顧客にとっては郵政改革によって生ずる疎外感が増大する可能性が大きいことが説明される。それは、地域間あるいは企業間のサービス競争の結果として地域間・顧客間のサービスの格差とそれに対応した価格差別が発生し、地域間格差と個人間の所得格差を反映したサービス享受における格差が発生するということである。また、同時に本来の郵便サービスの絶対量の減少を導くものであることが説明される。

第三に、一部民営化の場合には、公社が郵便業務だけで独立採算制が課せられる場合には、後者のサービス価格は高く、民営のサービス価格は安いという、価格の格差が発生し、サービス供給量全体は現在の状態よりも減少することが説明される。また、公社が郵便業務のユニバーサル化を強要される場合には、その赤字分を政府が補填する必要が発生するのである。

以上のことから、今日機能している郵政三事業間においてそれぞれの費用と利益の融通が可能である状況のまま、諸事業の問題点を改善する努力のほうが、将来にわたっての社会的費用は少なく、国民の疎外感を生ぜず、社会的貢献とその存在意義は大きいと考えられるのである。

《参考文献》

1. 貝塚啓明（「公的金融について」経済学論集 1981, 47巻3号）
2. 吉野直行「5章 寡占的金融市場における公的金融の役割」（pp.119～141）
貝塚啓明・
3. 益村真知子・矢野生子「郵便貯金制度と長期金融システム」（郵便貯金に関する委託研究）日本郵政公社九州支社貯金事業部，平成16年8月
4. 中里透著「社会資本整備と経済成長:1990年代の動向」郵貯資金研究—研究助成論文—第10巻，2002年5月
5. 上田和男編『変革期の金融システム』東京大学出版会，1994年11月
6. 大矢野栄次「郵政民営化の問題点と郵政三事業改革」，久留米大学比較文化年報，第13輯，平成16年3月
7. 原田淳著「郵便局民営化計画」東洋経済2001年5月
8. 金子秀明「郵貯・郵便局の未来」リヨン社，1993年5月
9. 日系ビジネス編「誰も知らない郵政帝国」，日経BP社，2002年7月
10. 石原洗一郎「郵政民営化の虚構」，リヨン社
11. 森徹・稲垣秀夫著「地方自治体の公共サービス供給と郵便貯金の役割—レジュメ」
12. アチーブメント出版編集部「便生録」2003年4月